



23 大気第 283 号
平成 23 年 7 月 19 日

社団法人 愛知県建設業協会 会長 様

愛知県環境部長



石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策の徹底について（通知）

日ごろは、本県の環境行政の推進につきまして、格別の御理解・御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、環境省が実施した「東日本大震災の被災地におけるアスベスト大気濃度調査（第1次モニタリング）」の中で、建築物におけるアスベスト除去工事において、集じん・排気装置の不具合によると思われるアスベストの飛散が確認されたとのことで、平成23年6月30日付け基安化発0630第1号及び環水大大発第110630002号で厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長及び環境省水・大気環境局大気環境課長（以下「国通知」という。）から、別添1のとおり通知がありました。

石綿等が吹き付けられた建築物の解体等における集じん・排気装置の保守点検の徹底等については、平成23年2月7日付け22大気第592号により通知（以下「県通知」という。）したところですが、アスベストの飛散防止の更なる徹底が必要であることから、再度、通知するものです。

つきましては、別添2の県通知を留意の上、作業を実施することを、貴団体の傘下事業者に対し、再度、要請していただきますよう御願いたします。

なお、国通知の中で、集じん・排気装置が適切に使用されていることの迅速な確認方法として、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムモニター）の使用の有効性が示されていたため（「別添1」の「別紙1」の「5. 調査結果」の「(1) 排気口①」参照）、参考として関係する資料（別添3）を添付します。

担 当 大気環境課規制グループ
電 話 052-954-6215（ダイヤルイン）
F A X 052-953-5716
内 線 3033

